2　平成二十二年九月三十日から平成二十四年三月三十日までに終了する連結会計年度において、最初に連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、当該連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額（連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額を含む。）及びその他の包括利益の項目の金額を注記しなければならない。

3　平成二十二年九月三十日以後に終了する連結会計年度において、最初に新連結財務諸表規則第六十九条の六の規定による注記の記載を行う場合には、当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る同条の規定による注記の記載を要しない。

4　連結会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項及び次条第二項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券について第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十五条の六の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定の適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　新財務諸表等規則第六条、第八条第四十四項から第五十三項まで、第八条の二、第八条の三から第八条の三の七まで、第九条、第六十八条の四第二項、第九十五条の二、第九十五条の三、第九十五条の五の二第二項、第九十五条の五の三、第百一条第一項、第百二条第一項、第百三条第一項、第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第三項、第百三十一条第一項、第百三十三条第二項、様式第二号、様式第六号、様式第七号及び様式第十一号から様式第十五号まで　平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

二　新財務諸表等規則第百二十八条　施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用する。

2　財務諸表提出会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第三条の規定による改正後の財務諸表等規則第八条の七の規定の適用については、なお従前の例による。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　新中間連結財務諸表規則第一条第一項、第四十四条、第四十五条の二、第三章の二、第七十二条第一項、第七十四条第二項、様式第四号、様式第五号の二並びに様式第六号（「その他の包括利益累計額」に係る部分に限る。）　平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。以下同じ。）に係る中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、附則第二条第一項第一号ただし書の規定を適用した場合には、平成二十二年十月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、これらのすべての規定により作成するものとする。

二　新中間連結財務諸表規則第七十二条第二項、第七十三条第一項、第七十五条、第七十六条第一項、第七十七条から第七十九条まで、様式第五号及び様式第六号（「その他の包括利益累計額」に係る部分を除く。）　平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

三　新中間連結財務諸表規則第十六条　平成二十二年九月三十日以後に終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に終了する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

四　新中間連結財務諸表規則第一条の二第二項及び第八十八条　施行日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用する。

五　新中間連結財務諸表規則第七十四条第一項　施行日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用する。ただし、平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日までに開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、「その他の包括利益」とあるのは「評価・換算差額」とすることができるものとし、「当連結会計年度期首残高」とあるのは「前連結会計年度期末残高」とする。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　新中間財務諸表等規則第五条の四　平成二十二年九月三十日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

二　新中間財務諸表等規則第七十五条　施行日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　新四半期連結財務諸表規則第一条第一項、第五十四条、第三章の二、様式第二号、様式第三号の二及び様式第四号の二　平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。）及び四半期連結累計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第六号に規定する四半期連結累計期間をいう。）に係る四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等（四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間をいう。）に係るものについては、なお従前の例による。ただし、附則第二条第一項第一号ただし書の規定を適用した場合には、平成二十二年十月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表については、これらのすべての規定により作成するものとする。

二　新四半期連結財務諸表規則第一条の二第二項　施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用する。

三　新四半期連結財務諸表規則第九十四条　施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例によることができる。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十四条の規定は、施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。）及び四半期累計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。）に係る四半期財務諸表等（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第七条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第二号様式（第二号の二様式から第二号の七様式まで、第三号様式、第七号様式、第十二号様式及び第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。以下同じ。）、第二号の四様式、第二号の六様式、第二号の七様式及び第七号様式は、記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が施行日以後に終了する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定（同法第二十七条において準用する場合を含む。）によるものをいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に終了する連結会計年度の連結財務諸表である場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

2　前項の場合において、その記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十三年三月三十一日前に終了する連結会計年度に係るもの（附則第二条第一項ただし書の規定により作成する連結財務諸表を除く。）であるときは、第二号様式、第二号の四様式、第二号の六様式、第二号の七様式及び第七号様式の次の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。